

多子世帯に対する大学等の授業料等無償化制度について

令和7年度より、国の「高等教育の修学支援新制度」の拡充として、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）の学生を対象に、所得制限なく授業料および入学金を国が定める一定額まで減免（※全額ではありません）する新制度が開始されました。

※制度の詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。

【支援対象】

- ・本制度は、生計維持者の扶養する子どもが3人以上いる「多子世帯」が対象です。
- ・扶養する子どもの人数は、原則として申請時点で確定している直近の年末の税情報をもとに、日本学生支援機構（JASSO）がマイナンバーを通じて確認します。
※当校では、多子世帯に該当するかの判断はできません。該当する可能性がある場合は申請のうえ、日本学生支援機構の判定をお待ちください。
- ・アルバイト収入が多く扶養から外れている場合など、制度上の「子ども」としてカウントされないケースもありますのでご注意ください。

【支援内容】

- ・当校の場合、減免の上限額は、
 - 授業料：166,800円（年間）
 - 入学金：70,000円（入学時のみ） となります。※上限額までの減免であり、全額が無償化されるわけではありません。
- ・当校では、制度の対象となる場合であっても、授業料・入学金は一旦納入いただきます。正式に採用された後、年度末頃に減免相当額を学費等の引落口座へ返金いたします。

【申請方法】

本制度を利用するためには、「日本学生支援機構 給付奨学金」の申請を行い、学業・家計状況等の審査を受け、採用されることが必須です。

自動的に減免が適用されることはありませんので、ご注意ください。

- ① 高校等で予約採用申込みを行い、「採用候補者」となっている場合
→ 入学後に「進学届」の手続きを行います。（日程等は入学後にご案内します）
- ② 入学後に「在学採用」で申込み場合
→ 入学後、事務室までお申し出ください。

【留意事項】

- ・本制度は、採用後も学業成績および多子世帯の要件を継続して満たす必要があり、年度ごとに確認が行われます。
- ・在学途中で要件を満たさなくなった場合は、支援対象外となることがありますので、あらかじめご了承ください。